

裏面		表面	
医療法抜粋 第六条の八 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第六条の五第一項、第三項若しくは第四項又は前条各号に違反しているおそれがあると認めるときは、当該広告を行つた者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、当該広告を行つた者の事務所に立ち入り、当該広告に関する文書その他の物件を検査させることができる。 3 第一項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。 二 第五条第二項、第六条の八第一項若しくは第二十五条第一項から第四項までの規定による報告若しくは提出を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は第六条の八第一項若しくは第二十五条第一項若しくは第三項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者		第 号 氏 職 名 名 令和 年 月 日発行 医療法第六条の八の規定による当該職員の証 年 月 日生 〇〇都道府県、〇〇市又は〇〇区 印	
		写 真 庁 印	